

## 宮津市特定建設工事共同企業体運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、特定建設工事共同企業体とは、大規模であって技術的難易度の高い工事、その他工事の規模、性格に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事の施工を目的として結成する共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 特定建設工事共同企業体方式による施工対象工事は、原則として工事費が概ね5億円以上のものとする。

(入札参加の取扱い)

第4条 特定建設工事共同企業体の構成員は、個々の建設業者としてその他の建設工事の一般競争入札及び指名競争入札にも参加させることができる。

(構成員数)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員数は、2又は3を原則とする。ただし、通常の規模を大幅に上回るなどやむを得ない場合には5まで可能とする。

2 特定建設工事共同企業体の構成員数は、工事ごとに建設工事入札参加資格審査委員会で定めるものとする。

(構成員の組合せ)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種別の資格を有する者の組合せとする。

(構成員の要件)

第7条 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、登録を受けようとする業種について、次の各号のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 営業年数が3年以上であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建設業の許可を受けていること。

(結成方法)

第8条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率)

第9条 特定建設工事共同企業体すべての構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上とする。

(代表者)

第10条 特定建設工事共同企業体の代表者は、等級の異なる者の組合せにあつては上位等級の者とする。また、代表者の出資比率は構成員中最大(同比率でも可)とする。

(入札参加資格審査の申請)

第11条 特定建設工事共同企業体は、入札参加資格申請に当たっては次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書 (別記第1号様式)
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書(写し) (別記第2号様式)
- (3) 特定建設工事共同企業体委任状 (別記第3号様式)

2 前項(1)号の申請書は、条件付一般競争入札の場合、同実施要領に定める別記様式1(条件付一般競争入札参加資格確認申請書/特定JV申請用)を使用するものとする。

(入札参加資格の審査)

第12条 市長は、前条の書類の提出を受けたときは、特定建設工事共同企業体に係る入札参加資格を審査するものとする。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、特定建設工事共同企業体の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

2 この基準は、平成21年12月16日から施行する。

## 宮津市特定建設工事共同企業体運用基準取扱要領

第1 予備指名は行わない。

第2 施工対象工事金額による共同企業体の構成範囲は、おおむね次のとおりとし、個々の工事の技術特性を勘案し、その都度選定するものとする。

| 施工対象工事金額      | 代表者  | 構成範囲      |
|---------------|------|-----------|
| 15億円以上        | 全国   | 全国+宮津市内   |
| 10億円以上～15億円未満 | 京都府内 | 府内+宮津市内   |
| 5億円以上～10億円未満  | 宮津市内 | 丹後土木事務所管内 |

\*) 第2の表は一つの運用基準例として定める。ただし、工事種別により、構成員は建設工事入札参加資格審査委員会で決定するものとする。